

令和5年5月2日

保護者等 様

京都府立盲学校
校長 山下 融子

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は、本校の教育活動に、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、報道等で御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けて感染症法上の位置づけが5類へと移行することになります。

5類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、幼児児童生徒が安心安全な環境の中で、充実した学校生活を送ることができるよう、下記のとおり対応して参りますので、御家庭でも御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 感染症対策等について

- ◆毎朝の健康観察を心がけ、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するよう御協力をお願いします（従来の「健康観察カード」による健康観察は行いません）。
- ◆マスクの着用を求めないことを基本としますが、登下校時（通勤ラッシュ時）等混雑した電車やバスを利用する場合、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、マスクの着用を推奨します。
- ◆適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。
- ◆学校医やスクールカウンセラー等とも連携しながら、幼児児童生徒の心身状況の把握や心のケアに努めます。また、マスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないよう、人権尊重の視点に立った指導を継続します。
- ◆医療的ケアを必要とする幼児児童生徒や基礎疾患がある幼児児童生徒については、主治医の見解を保護者等に確認し、学校医等とも相談しながら対応を検討します。

2 出席停止措置の取扱いについて

- ◆幼児児童生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止とします。
なお、出席停止の期間は「発症日を0日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。感染が判明した場合には、速やかに学校まで御連絡ください。
- ◆5類移行後は、「濃厚接触者」としての特定は行われません。家族に感染者が見られた場合や感染者と接触があり感染の可能性がある場合は、幼児児童生徒本人の体調把握を丁寧に行っていただき、何か症状が見られる場合には、登校を控えていただくとともに、医療機関への受診をお願いします。

3 その他

今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途連絡します。

御不明な点等がありましたら、学校まで御連絡ください。

連絡先：【大徳寺校地 075-492-6733】【花ノ坊校地 075-462-5083】